

ACSV MONTHLY LETTER

● 個人住民税について

個人住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、定額で課税される「均等割」などがあります。所得割と均等割は合計して、以下の方法で徴収されます。

方法	内容	納付時期
普通徴収	市区町村より送付される納税通知書で、自分で納付	年 4 回に分けて納付
特別徴収	給与や公的年金から天引き	6 月から翌年 5 月まで

毎年 6 月に市区町村より納税額が通知されますが、平成 24 年度より 15 歳未満の扶養控除が廃止されており、対象者は住民税額が前年より増加しております。

個人住民税所得割の課税標準について、所得税と異なる主なものは以下の通りです。

内容	所得税（平成 23 年分）	個人住民税（平成 24 年度）
生命保険料	一般生命保険料：最高 50,000 円 個人年金保険料：最高 50,000 円	一般生命保険料：最高 35,000 円 個人年金保険料：最高 35,000 円
地震保険料	地震保険料：最高 50,000 円 旧長期損害保険料：最高 15,000 円	地震保険料：最高 25,000 円 旧長期損害保険料：最高 10,000 円
寄付金控除	所得控除または税額控除	税額控除
配偶者控除	38 万円（老人 48 万円）	33 万円（老人 38 万円）
扶養控除	38 万円（特定 63 万円、老人 48 万円、同居老親等 58 万円）	33 万円（特定 45 万円、老人 38 万円、同居老親等 45 万円）
基礎控除	38 万円	33 万円
税率	5～40%	10%
住宅ローン控除	住宅ローン残高の 1% （上限 40 万円）	所得税で控除しきれなかった残額 （上限 97,500 円）

この他、障害者控除・寡婦控除なども個人住民税が小さくなっています。

15 歳未満の扶養控除が廃止され、今年度の住民税額が増加しています

税務カレンダー

	内容	備考
7 月	所得税予定納付（第 1 期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。
8 月	個人事業税納付（第 1 期） 個人住民税納付（第 2 期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。